

諮問番号：令和2年度諮問第23号

答申番号：令和2年度答申第29号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

### 第2 審理関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

請求人は次のような状態であり一人で生活する面で著しい不安があり、また、請求人が精神障害者保健福祉手帳（以下「手帳」という。）の更新のために処分庁に提出した診断書は請求人の病状が的確に反映されていないため、請求人の手帳の障害等級を3級とした原処分は、違法又は不当である。

- (1) バスに介助（他人の手を添えるなど）がないと乗れない。
- (2) 一人で買い物にも行けない。
- (3) 歩いている最中にふらつきがある。
- (4) 一人でバスに乗車ができず通院時には必ずタクシーを使用する。
- (5) 幻覚も時々ある。
- (6) 睡眠時に足先がぴくぴく勝手に動いて目が覚める。

#### 2 処分庁の主張の要旨

手帳の交付の可否及び障害等級の判定は北海道立精神保健福祉センター（以下「センター」という。）が精神保健指定医その他精神障害の診断又は治療に従事する医師の診断書（以下「指定医等診断書」という。）に基づき行うこととされている以上、請求人の主張のみをもって原処分を違法又は不当であるということとはできない。

請求人が手帳の更新のために提出した指定医等診断書（以下「本件診断書」という。）によれば、人格変化は「著しい」とみなされる程度ではないものと考えられるため、請求人の統合失調症についての精神疾患（機能障害）の状態については、3級相当と判断する。

また、「日常生活能力の判定」において、「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」が選択されている項目が複数あることから、請求人は日常生活に著しい制限を受けているとはいえないものと判断する。さらに、「日常生活能力の程度」において、「精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。」が選択されており、これは、おおむね3級程度に該当する。以上から、請求人の能力障害（活動制限）の状態についても、お

おおむね3級相当と判断する。

そのほか、精神保健福祉サービス等を利用することなく、在宅において生活を維持していることから、前記の判断は妥当であるものと考えられる。

以上の点を含め、本件診断書の記載内容から「精神疾患（機能障害）の状態」と「能力障害（活動制限）の状態」を総合的に判断した結果、請求人の手帳の障害等級を3級とした判断は適当であり、違法又は不当な点は見当たらない。

### 第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、本件診断書に基づき、センターの審査判定を得た上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 センターにおいては、本件診断書には、人格変化の程度に関する記載はなく、その著しさを想起させる他の記載もないことから、人格変化は「著しい」とみなされる程度ではないものと考え、請求人の「精神疾患（機能障害）の状態」については、2級程度とされる「人格変化、思考障害、その他の妄想幻覚等の異常体験があるもの」ではなく、3級程度とされる「人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの」に相当すると判断している。

また、本件診断書では、「日常生活能力の判定」のうち「適切な食事摂取」、「身の清潔保持」、「通院と服薬」及び「他人との意思伝達・対人関係」はいずれも「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」とされ、日常生活に著しい制限を受けているとはいえず、さらに、「日常生活能力の程度」はおおむね3級程度と考えられる「精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。」とされていることから、請求人の「能力障害（活動制限）の状態」についても、3級相当と判断している。加えて、請求人が在宅にて精神保健福祉サービス等を利用せずに生活していることから、請求人の障害等級は3級相当として判定している。

よって、センターにおいては、認定の基準に照らし、精神疾患（機能障害）の状態とそれに伴う生活能力障害の状態の両面から総合的な判定を行った結果、請求人の障害等級を3級相当として判定したことが認められる。

3 請求人は、本件診断書は請求人の病状が的確に反映されていないと主張しているが、処分庁が本件診断書を作成した医師に確認したところ、本件診断書は当時の請求人の病状を適切に示していると回答している。

4 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 第4 調査審議の経過

令和2年10月20日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条

第1項の規定に基づく諮問を受け、同月27日の審査会において、調査審議した。

## 第5 審査会の判断の理由

手帳の交付は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき都道府県知事が行うものとされ、同法及び「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領について」の別紙「精神障害者保健福祉手帳制度実施要領」によると、手帳の交付の可否及び障害等級の判定は、指定医等診断書に基づいて都道府県が設置する精神保健福祉センターが行った判定結果を受けて、都道府県知事が行うこととされ、手帳の更新に当たっても、同様の取扱いとされている。

また、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項において、精神障害の状態が、「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」は障害等級2級と、「日常生活若しくは社会生活が制限を受けるか、又は日常生活若しくは社会生活に制限を加えることを必要とする程度のもの」は障害等級3級と、それぞれ定められている。

そして、「精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について」の別紙「精神障害者保健福祉手帳障害等級判定基準」（以下「判定基準」という。）によると、手帳の障害等級の判定は、①精神疾患の存在の確認、②精神疾患（機能障害）の状態の確認、③能力障害（活動制限）の状態の確認、④精神障害の程度の総合判定という順を追って行われることとされている。

また、統合失調症における「精神疾患（機能障害）の状態」については、「残遺状態又は病状があるため、人格変化、思考障害、その他の妄想幻覚等の異常体験があるもの」は障害等級2級に、「残遺状態又は病状があり、人格変化の程度は著しくはないが、思考障害、その他の妄想・幻覚等の異常体験があるもの」は障害等級3級に、それぞれ該当するとされ、「能力障害（活動制限）の状態」については、「調和のとれた適切な食事摂取」、「洗面、入浴、更衣、清掃等の身の清潔保持」等の8項目のうちの幾つかについて、「援助なしにはできない」に該当するものは障害等級2級に、「自発的に行うことができるがなお援助を必要とする」、「おおむねできるがなお援助を必要とする」等に該当するものは障害等級3級に、それぞれ該当するとされている。

そこで本件診断書をみると、請求人の主たる精神障害は「統合失調症」とされ、精神疾患（機能障害）の状態は、抑うつ状態として「憂うつ気分」、統合失調症等残遺状態として「自閉」及び「感情の平板化」が認められ、その具体的な程度、病状、検査所見等は「自閉的生活態度、疎通性障害、抑うつ気分等が見られ、日常生活活動への支障を生じている。」とされているものの、人格変化の程度に関する記載はなく、その著しさを想起させる他の記載もない。

また、能力障害（活動制限）の状態は、「日常生活能力の判定」のうち、「金銭管理と買物」、「身の安全保持・危機対応」、「社会的手続や公共施設の利用」

及び「趣味・娯楽への関心、文化的社会的活動への参加」は「援助があればできる」とされているものの、その他の「適切な食事摂取」、「身の清潔保持」、「通院と服薬」及び「他人との意思伝達・対人関係」はいずれも「自発的にできるが援助が必要」又は「おおむねできるが援助が必要」とされている。さらに、「日常生活能力の程度」は、おおむね3級程度と考えられる「精神障害を認め、日常生活又は社会生活に一定の制限を受ける。」とされている。加えて、請求人が在宅にて精神保健福祉サービス等を利用せずに生活していることも認められる。

以上からすると、請求人の精神疾患（機能障害）及び能力障害（活動制限）の状態は判定基準に示される障害等級2級の状態に該当せず、請求人の精神障害の状態は同項において障害等級2級とされる「日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とまでは認めることはできないとして、請求人の手帳の障害等級を3級としたセンターの判定とこれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法又は不当な点は認められないというべきである。

なお、請求人が、本件診断書は請求人の病状を的確に反映していないと主張して、審理員に対し、反論書に添付して新たな指定医等診断書を提出したため、処分庁は、センターの見解を添えて、本件診断書及び新たな指定医等診断書を作成した医師に改めて確認したところ、当該医師から原処分時の請求人の病状を適切に示しているのは新たな指定医等診断書ではなく本件診断書であるとの最終的な回答を得るに至ったことが認められる。

よって、本件診断書に基づき行われた原処分に違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきものであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

#### 北海道行政不服審査会

委員（会長）	岸	本	太	樹
委員	中	原		猛
委員	日	笠	倫	子